

どうする?ふたか  
どうする!松長

神奈川県議会議員

松長やすゆき

県政報告

第13号



松長やすゆき  
ホームページ  
matsunagayasuyuki.com



# 遊休農地などにスポーツ施設の建設を

## 貴重な土地の有効活用と地域経済活性化

藤沢市は「スポーツ都市宣言」を制定していますが、スポーツ施設の建設用地取得が難しく、施設不足が常態化しています。そこで、遊休農地や耕作放棄地などにスポーツ施設を建設して地域の活性化を図れば、農地所有者にとってもスポーツ施設建設を望む側にとっても、一石二鳥・双方ウィンウィンの成果が得られるのではないのでしょうか。

### 転用できる農地の判断基準

**松長** 農地転用については、先（令和五年（二月））の環境農政常任委員会において質問いたしました。改めて市街化調整区域における農地転用の考え方について説明ください。

**農地課長** 農地法では、市街地に近接した農地や生産力の低い農地から順次転用されるよう立地区分を定め、その区分に応じて転用の可否を判断することとしています。たとえば、上水道や下水道、ガス管のうち二つ以上が隣接する道路に埋設され、おおむね五〇〇m以内に教育施設、医療施設等の公共公益施設が二つ以上ある場合や、鉄道の駅がおおむね三〇〇m以内にあるなどの市街地化の傾向が著しい区域内の農地については、第三種農地とされ、転用することが可能な農地となります。



**松長** 最後に、ご説明いただいた種々の基準や要件を満たせば、藤沢市としての判断で農地にスポーツ施設を建設することは可能だと考えてよろしいでしょうか。

なお、それとともに周辺農地の営農活動や農業用の水路・農道の機能に支障を生ずるおそれのないことが求められます。

**松長** 市町村が都市化を図るため農振農用地区域から除外し、施設などを設置する場合、市町村が公的計画として整理すれば除外できると承知しておりますが、いかがでしょうか。

**農地課長** 市町村が「地方公共団体が設置する地域振興上または農業振興上必要性が高い施設である」と整理できれば設置することが可能です。

### スポーツ施設は建設できる

**松長** 先の委員会で農振農用地からの除外条件についてご説明いただきましたが、スポーツ施設の建設に伴う都市計画法との関わりはいかがなものでしょうか。

**農地課長** 都市計画法第四条第十一项で、運動・レジャー施設でその規模が1ha以上のものは第二種特定工作物とされており、周辺環境への悪影響の有無などから、許可を受ける必要があります。一方で公益上必要な建築物として、都市公園法の休養施設や運動施設に位置づけられれば、許可は不要となります。

**松長** 耕作放棄地などを利用して、メイヴを栽培してワイン醸造ができるようになれば、遊休農地対策になるばかりか地域経済の活性化にもつながります。県のご支援ご指導をよろしくお願いいたします。

**農地課長** 開発許可権限の上から申しますと、藤沢市は地方自治体法第二十五条の一七の二に規定する事務処理市町村となりますので、開発はできると思われます。

## 新種ブドウで 「藤沢ワイン」!

### 遊休農地などを活かして 栽培・醸造を



**松長** 藤沢市ではメイヴという新種ブドウが発見されたのですが、これを原料にワインを製造する場合、酒税法上どのような条件があるのかお訊ねします。

**農業振興課長** 果実酒の場合、製造に必要な技術や設備を備えていることのほか、最低製造数量基準として、年間製造見込みが六t以上である必要があります。ただし、地域の特産物の農産物を原料とする「特産種類の製造事業」特区においては、二tとなっています。

**松長** ワイン特区になるためのワイン醸造設備を農振用地に建設することは可能ですか。

**農地課長** 果実酒醸造施設は農振法上の農業用施設に該当しますので、建設は可能です。なお、土地の用途変更手続きや農地転用許可手続き、また都市計画法など他法令に関わる手続きは必要です。

**松長** 耕作放棄地などを利用して、メイヴを栽培してワイン醸造ができるようになれば、遊休農地対策になるばかりか地域経済の活性化にもつながります。県のご支援ご指導をよろしくお願いいたします。

皆さまの意見お待ちしています。お気軽にご連絡ください。藤沢市辻堂3-6-3 TEL: 042-266-0100 FAX: 042-880-0000 メール: taishin@opal.dti.ne.jp

